

普通徴収仕切紙

整理番号

事業所名

特別徴収できない（普通徴収）理由

普通徴収の方がいる場合、下記の該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書（個人別明細書）をこの仕切紙の後ろに取りまとめてください。

理由区分	特別徴収できない（普通徴収）理由	人数
A	給与の支払いが不定期	名
B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）	名
C	事業専従者（毎月給与支払いの場合を除く。）	名
D	退職者・退職予定者（令和6年4月1日時点）	名
E	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者	名
ア 普通徴収者（A～E）合計		名
※退職者（Dの人数のうち退職者のみ）合計		名

総括表の「中島村への報告人員」欄の「②+③」の人数と、この仕切紙の後ろに取りまとめる普通徴収の提出枚数が、この合計と一致していることを確認してください。

【重要】

※仕切紙がない場合は、全従業員が特別徴収の対象になります。

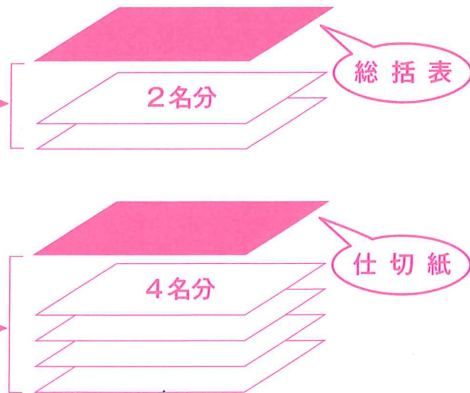
※普通徴収に該当する従業員の摘要欄に、上記理由区分A～Eを記入してください。

※普通徴収の方がいる場合、必ずこの仕切紙により徴収区分ごとに分類していただきますようお願いいたします。

給与支払報告書の綴り方

中島村への報告人員	①特別徴収	2名
	②普通徴収(退職者)	4名
	③普通徴収(退職者を除く)	0名
	④合計(①+②+③)	6名

特別徴収
普通徴収(退職者等)



⑥ 給与支払報告書(総括表)

※提出期限 令和6年1月31日(厳守)

※指定番号

中島村長

令和 年 月 日提出

給与支払者の個人番号又は法人番号																			
給与支払者の所在地	〒													事業種目					
フリガナ														受給者総人員	名				
給与支払者の名称又は氏名														中島村への報告人員	①特別徴収 名 ②普通徴収(退職者) 名 ③普通徴収(退職者を除く) 名 ④合計(①+②+③) 名				
代表者の名														村県民税を特別徴収する場合の納入書	必要・不要				
電話番号														給与支払報告書の前職合算について					
連絡者の所属・氏名・電話番号														事業所として他社分給与(前職等)を含めていますか?	はい いいえ				
関与税理士等の氏名及び電話番号														摘要欄に他社分給与(前職等)の内容を記載していますか?	はい いいえ 必ず記載してください。				
														上記の記載がない場合、他社分給与(前職等)は含んでいないものと判断します。					

切り離してご提出ください

- ◆記載されている内容に変更・誤りがございましたら、朱書きで訂正してください。
- ◆書類の送付先が所在地と異なる場合は、任意の様式にてお知らせください。
- ◆フリガナを必ず記入してください。

総括表記載上の注意点について

- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払いをする事業所から給与の支払いを受けている者の総人員を記載してください。
- 「中島村への報告人員」欄には、中島村に対して給与支払報告書（個人別明細書）を提出する人数を記載してください。

給与支払報告書に関連するお知らせ

1 特別徴収一斉指定について

平成26年7月、福島県地方税滞納整理推進会議本部会議において、福島県内の給与所得者の特別徴収推進のため、福島県と各市町村が一体となって、平成28年度（一部地域は平成27年度）から、対象となる給与支払者を特別徴収義務者に一斉指定することが決定しました。

中島村においても、この決定を受け、平成28年度から特別徴収義務者の一斉指定を実施しています。法令順守と納税の利便性向上に配慮した取組みですので、ご理解とご協力をお願いします。

2 マイナンバー（個人番号）の記載について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、次の①～④の記載が必要になります。

- ①給与等の支払いを受ける者（従業員）の個人番号
 - ②控除対象配偶者の氏名及び個人番号
 - ③控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号
 - ④給与等の支払いをする者（事業主）の個人番号又は法人番号
- 通知カード又は個人番号カード等にて従業員の方の個人番号の確認をお願いいたします。

3 電子申告での提出について

中島村では、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の提出について、eLTAXを利用した電子申告による受付を行っています。また、給与支払報告書以外にも、次の個人村県民税の特別徴収に関する手続きについて、eLTAXを利用した電子申告による受付を行っています。

- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 普通徴収から特別徴収への切替申請書
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- 公的年金等支払報告書（総括表・個人別明細書）

切り離してご提出ください

令和6年度 給与支払報告書の提出について

- ◆ 提出期限 令和6年1月31日（水）
※なお、事務処理の関係により、**1月19日（金）までに提出**くださるようご協力をお願いします。
- ◆ パート、アルバイト、退職者等を含め、**令和5年中に給与等の支払いをした方全員について作成し、提出してください。**
- ◆ 提出の際は、左の用紙の裏面を給与支払報告書の総括表としてお使いいただき、**記載されている内容に変更がありましたら、朱書きで訂正**してください。
- ◆ **特別徴収できない方がいる場合は、この用紙の裏面の「普通徴収仕切紙」を使用し、必ず特別徴収と区分してください。**
- ◆ 個人別明細書は、**1枚提出**してください。
- ◆ 給与支払報告書を特別徴収で提出した後に、退職、転勤などの異動がありましたら、速やかに異動届出書の提出をお願いします。
- ◆ 会計事務所等から給与支払報告書を提出される事業所は、総括表を必ず会計事務所等へお届けください。村県民税の特別徴収による納入についても会計事務所等へお話ししてください。
- ◆ 令和6年1月1日現在、中島村に住所を有する該当者がいない、または廃業された場合は、確認のため、総括表にその旨を記載しご返送ください。